

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年7月14日提出
【計算期間】	第1特定期間（自 平成21年11月9日 至 平成22年4月14日）
【ファンド名】	ニッセイ主要通貨債券ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 皆川 卓士
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 大吉 昭一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03－5533－4605
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

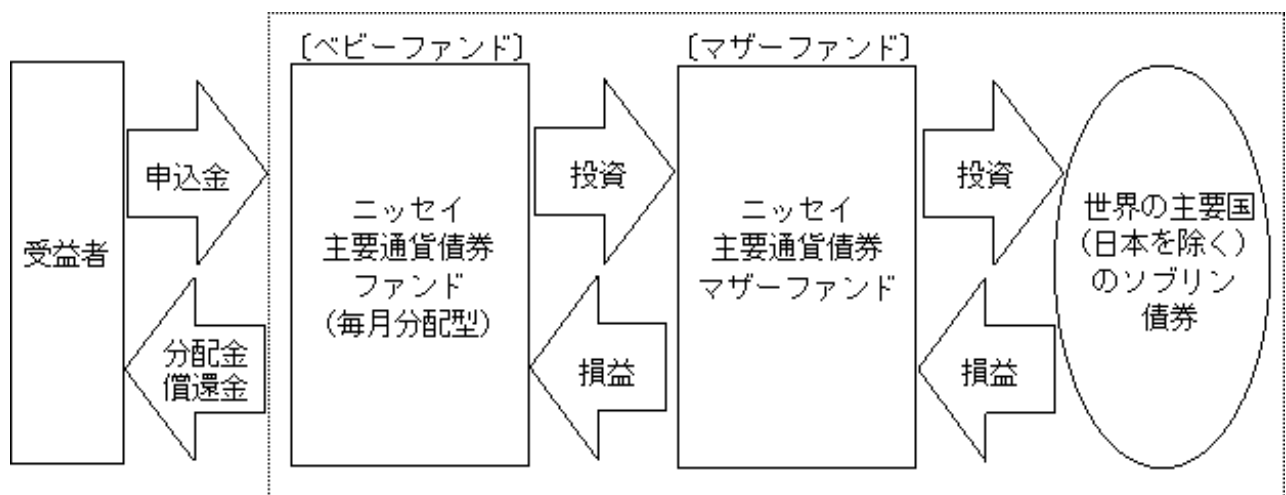
ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ主要通貨債券ファンド（毎月分配型））とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ主要通貨債券マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



③ ファンドの特色

世界の主要6通貨建てのソブリン債券に投資します。

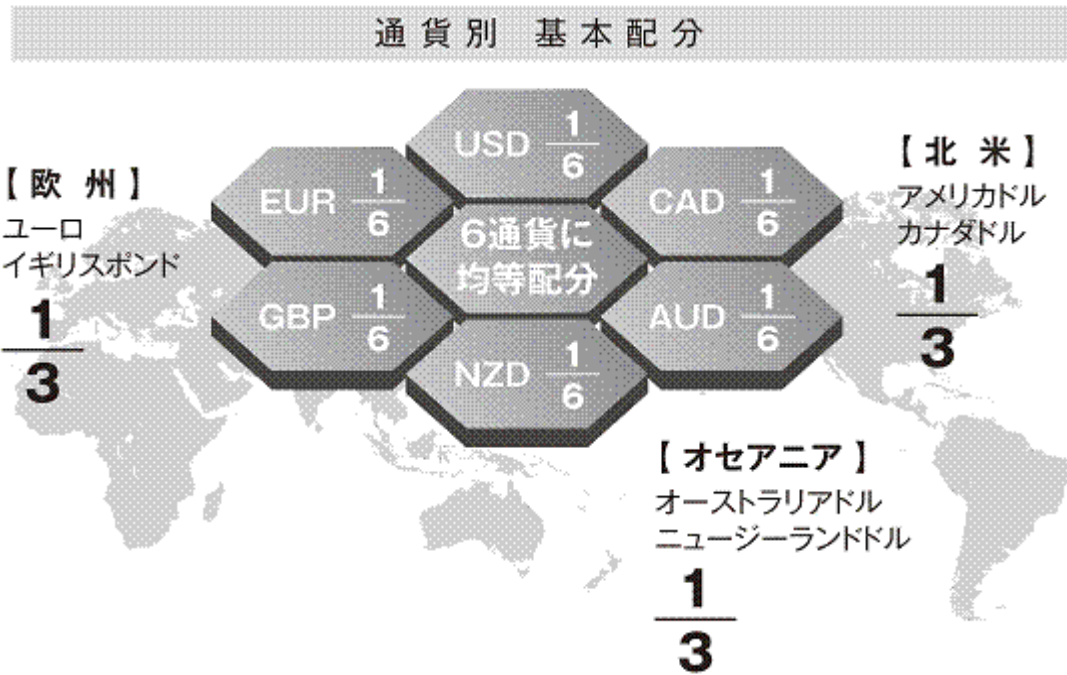
- ・投資対象通貨は、アメリカドル、カナダドル、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、ユーロ、イギリスポンドの6通貨とします。
- ・ソブリン債券とは、国債、地方債、政府保証債、政府機関債および国際機関債等とします。

投資する債券の格付は原則としてAAA格相当とします。

- ・当初組入時において、AAA格（S&P）もしくはAa a格（Moody's）のいずれかの格付を得ている債券を投資対象とします。

○ 組入後に保有する債券が格下げになった場合、継続して保有することがあります。

通貨別の投資比率は、均等を基本に分散投資を行います。



- 市場環境等によっては、一部の通貨建債券に投資しない場合や通貨別の投資比率を変更する場合があります。

毎月、分配金をお支払いすることをめざします。

- ・毎月14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

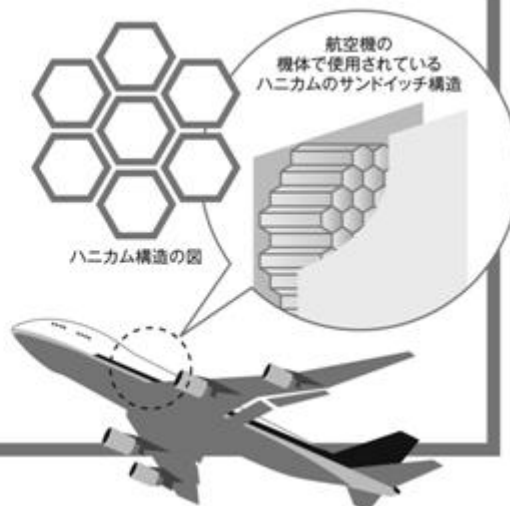


- 運用状況によっては、分配を行わないことがあります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。

Q 主要6通貨が形づくる「ハニカム」

ハニカムとは英語で“ハチの巣”を意味し、ハチの巣のように正六角形を隙間なく並べた構造をハニカム構造といいます。シンプルでありながら安定性が高いことで知られるハニカム構造は、強度が求められる航空機の素材をはじめ様々な分野で活用されています。

当ファンドではシンプルな構造のもと安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざすことから、愛称を「ハニカム」と名付けました。



④ 信託金の上限

3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤ ファンドの分類

追加型投信／海外／債券に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券 (公債・高格付債)))	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産（投資信託証券（債券（公債・高格付債）））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または約款において、高格付債に投資する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本除く）	目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。 目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、

社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

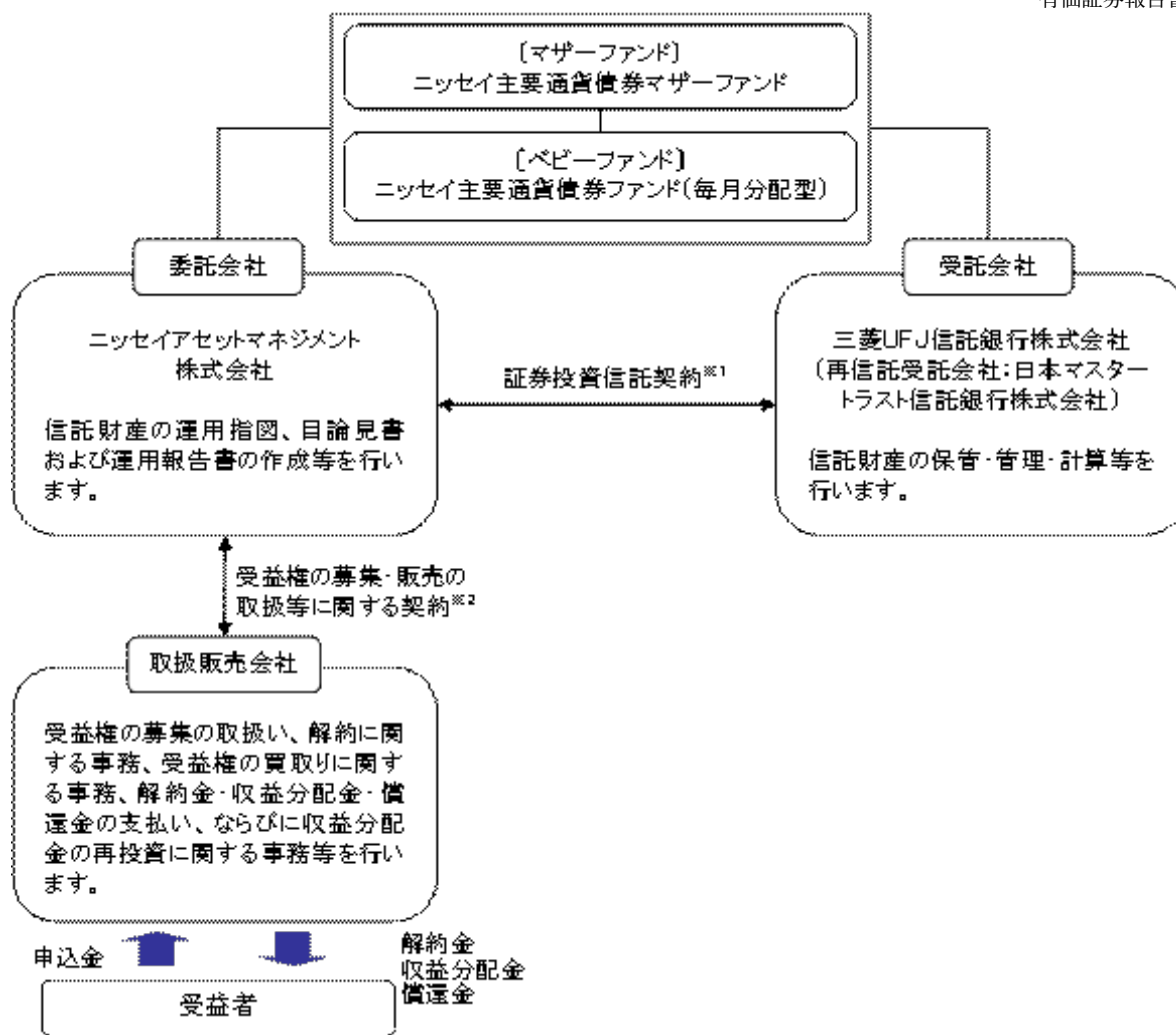
(2) 【ファンドの沿革】

平成21年10月16日 有価証券届出書提出

平成21年11月 2 日 申込受付開始

平成21年11月 9 日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※2 委託会社と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（平成22年5月末現在）

1. 委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 資本金の額：100億円
3. 会社の沿革

昭和60年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
平成7年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
平成10年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
平成12年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

4. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	97,604株	90.00%

パトナム・ユーエス・ホールディングス I・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%
-----------------------------	---------------------------------------	---------	--------

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 主として、ニッセイ主要通貨債券マザーファンドを通じて、主要国のソブリン債券（国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等）に分散投資を行い、安定した配当等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- ② 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ主要通貨債券マザーファンド

（1）基本方針

マザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

（2）運用方法

a 投資対象

日本を除く世界の主要国のソブリン債券（国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等）を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 世界の主要通貨から、原則として6通貨を選定し、分散投資を行います。
- ② 投資対象通貨において、主としてソブリン債券（国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等）に投資し、安定した配当等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

（2）【投資対象】

a 主な投資対象

主としてニッセイ主要通貨債券マザーファンドに投資します。なお直接、公社債等に投資を行う

場合があります。

b 約款に定める投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい後記「（5）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限り）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ主要通貨債券マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
 なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

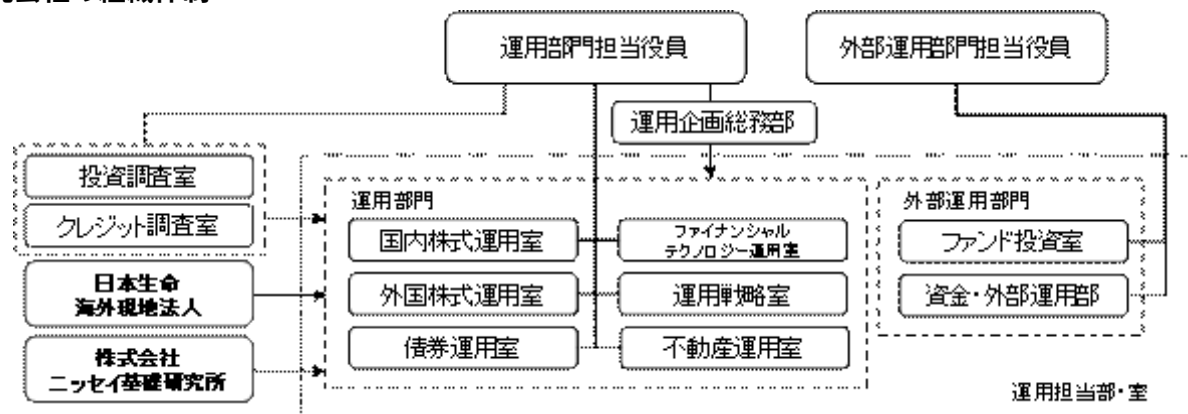
③ 金融商品

信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー・サービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



す。

- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

b 約款に定めるその他の投資制限

① 投資する株式等の範囲

- 1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。
- 2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

② 信用取引の範囲

- 1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
- 2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③ 先物取引等

- 1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- 2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- 3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

- 1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
- 2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなし

た額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
5. 当該⑤に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 当該⑤に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該6.において同じ）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該6.において同じ）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額を超えないものとします。

ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

⑦ 有価証券の空売り

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧の規定により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。

2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑧ 有価証券の借入れ

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。

4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑨ 外国為替予約等

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。

4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 資金の借入れ

1. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金お

よび有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンドは、主に外国の債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。ファンドは、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

分配金と基準価額に関する留意点

収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因になります。

短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・

財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

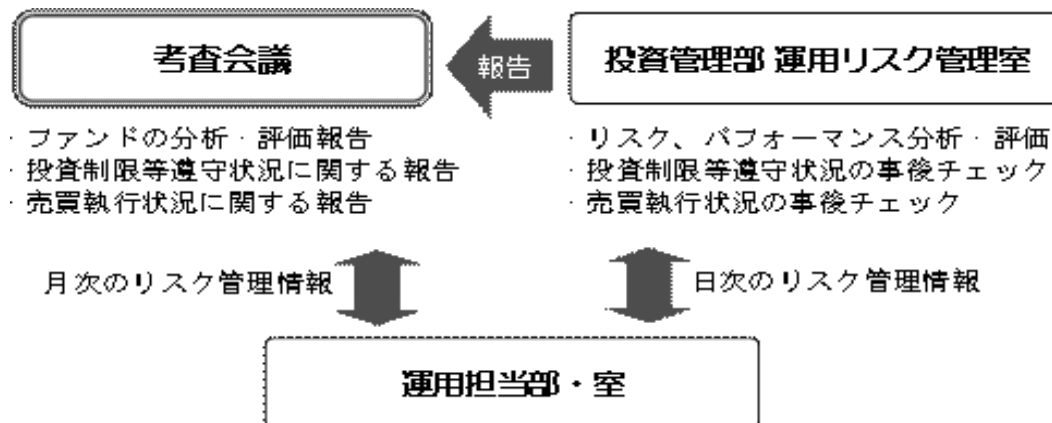
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は平成22年4月14日現在、当ファンドを153百万円（受益権口数150百万口、当ファンド全体の100%）保有しております。

当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
- ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、上記の情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）に3.15%（税抜3.0%）[※]を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

② 「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

④ 前記についての詳細は、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.987%（税抜0.94%）の率をかけた金額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬率	信託報酬の配分		
年0.987% (税抜0.94%)	委託会社	年0.4725%	(税抜0.45%)
	取扱販売会社	年0.4725%	(税抜0.45%)
	受託会社	年0.0420%	(税抜0.04%)

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率	
100億円超 の部分	年 0.00420%	(税抜0.004%)
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00525%	(税抜0.005%)
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00735%	(税抜0.007%)
10億円以下 の部分	年 0.04200%	(税抜0.040%)

- ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

- ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

- ⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

分配時 ： 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「特別分配金」は非課税です。

- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
- ※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税を選択することもできます。
- ただし、平成23年12月31日までは、
- ・軽減税率が適用され、源泉徴収税率は10%（所得税7%・地方税3%）となります。
 - ・確定申告を行い、申告分離課税を選択する場合、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。

- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、原則として20%（所得税15%・地方税5%）の申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります[※]。
- ただし、平成23年12月31日までは、10%（所得税7%・地方税3%）の軽減税率が適用されます。
- 解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

※ 源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、上場株式等の譲渡所得等について申告不要制度が適用されます。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して15%（所得税のみ）の税率により源泉徴収されます。ただし、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）の軽減税率が適用されます。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と特別分配金

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元

本の一部払戻しに相当する非課税扱いの特別分配金に区分されます。

普通分配金	特別分配金
分配前の受益者の個別元本 分配前の基準価額 分配金 全額が普通分配金(課税) 分配金落ち後の基準価額 分配後の受益者の個別元本(変更なし)	分配前の受益者の個別元本 分配前の基準価額 分配金 普通分配金(課税) 特別分配金(非課税) 分配後の受益者の個別元本
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を差引いた額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成22年4月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	155,009,984	100.04
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△68,960	△0.04
純資産総額		154,941,024	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ主要通貨債券マザーファンド」

（平成22年4月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券		121,688,812	78.50
特殊債券		26,901,167	17.35
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		6,424,680	4.15
純資産総額		155,014,659	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年4月30日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	ニッセイ主要通貨債券マザーファンド	親投資信託受益証券	148,761,981	10,343	153,864,517	10,420	155,009,984	100.04
投資比率：合計									100.04

（注１）投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	100.04
合計		100.04

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ主要通貨債券マザーファンド」

（平成22年4月30日現在）

順位	国名	銘柄名	利率（％）	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率（％）
							単価	金額	
1	オーストラリア	WESTERN AUSTRALIA TREASURY CORP	8.000	2017/7/15	特殊債券	100,000	9,747 9,751	9,747,896 9,751,308	6.29

2	カナダ	CANADA GOVT	8.000	2027/6/1	国債証券	70,000	13,881 13,906	9,717,114 9,734,338	6.28
3	ニュージーランド	NEW ZEALAND GOVT	6.500	2013/4/15	国債証券	130,000	7,177 7,158	9,330,265 9,306,008	6.00
4	カナダ	CANADA GOVT	6.000	2011/6/1	国債証券	90,000	9,850 9,817	8,865,334 8,836,115	5.70
5	カナダ	CANADA GOVT	4.250	2018/6/1	国債証券	90,000	9,794 9,809	8,815,317 8,828,789	5.70
6	オーストラリア	QUEENSLAND TREASURY CORP	6.000	2015/10/14	特殊債券	100,000	8,766 8,757	8,766,108 8,757,973	5.65
7	ニュージーランド	NEW ZEALAND GOVT	6.000	2015/4/15	国債証券	120,000	7,050 7,045	8,460,390 8,454,424	5.45
8	オーストラリア	WESTERN AUSTRALIA TREASURY CORP	8.000	2013/6/15	特殊債券	90,000	9,339 9,324	8,405,428 8,391,886	5.41
9	ニュージーランド	NEW ZEALAND GOVT	6.000	2017/12/15	国債証券	120,000	6,937 6,949	8,324,408 8,338,954	5.38
10	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	5.000	2011/8/15	国債証券	80,000	9,953 9,945	7,962,687 7,956,215	5.13
11	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	11.250	2015/2/15	国債証券	60,000	13,164 13,189	7,898,776 7,913,733	5.11
12	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	8.000	2021/11/15	国債証券	60,000	12,840 12,934	7,704,333 7,760,775	5.01
13	イギリス	UK GILT	8.750	2017/8/25	国債証券	40,000	19,297 19,338	7,718,827 7,735,384	4.99
14	フランス	FRANCE OAT	8.500	2023/4/25	国債証券	40,000	18,666 18,817	7,466,460 7,527,057	4.86
15	イギリス	UK GILT	4.750	2038/12/7	国債証券	50,000	14,829 14,949	7,414,783 7,474,634	4.82
16	フランス	FRANCE OAT	8.500	2012/12/26	国債証券	50,000	14,813 14,829	7,406,996 7,414,776	4.78
17	イギリス	UK GILT	8.000	2015/12/7	国債証券	40,000	18,167 18,173	7,267,015 7,269,380	4.69
18	フランス	FRANCE OAT	8.500	2019/10/25	国債証券	40,000	17,755 17,845	7,102,082 7,138,231	4.60
投資比率：合計									95.85

（注１）投資有価証券の全銘柄を記載しております。

（注２）平成22年4月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注３）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
国債証券	—	78.50
特殊債券	—	17.35
合計		95.85

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額（平成22年4月30日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成22年4月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1特定 期末	(平成22年4月14日)	分配付：	153,864,517	分配付：	10,258
		分配落：	153,864,517	分配落：	10,258
	平成21年11月末日		145,846,731		9,723
	12月末日		149,858,943		9,991
	平成22年1月末日		146,543,648		9,770
	2月末日		144,542,360		9,636
	3月末日		151,836,189		10,122
	平成22年4月30日		154,941,024		10,329

(注) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

② 【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成21年11月9日 至平成22年4月14日	0円

③ 【収益率の推移】

		収益率
第1 特定期	自平成21年11月9日 至平成22年4月14日	2.58%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{特定期間末分配付基準価額} - \text{設定時の基準価額 (10,000円)}) \div \text{設定時の基準価額 (10,000円)} \times 100$$

(4) 【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1 特定期	自平成21年11月9日 至平成22年4月14日	150,000,000	—	150,000,000

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ロンドンまたはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、取扱販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、取扱販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

当初申込期間：受益権1口当り1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）に3.15%（税抜3.0%）[※]を上限として取扱販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。

4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた取扱販売会社で、取得申込を行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は取扱販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター
電話番号 0120-762-506
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

取扱販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ロンドンまたはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに取扱販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

各取扱販売会社が定める単位とします。

○ 取扱販売会社および取扱販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、取扱販売会社にお問合せください。なお、取扱販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター
電話番号 0120-762-506
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問合せください。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター
電話番号 0120-762-506
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成21年11月9日から平成31年10月15日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月15日から翌月14日までとします。ただし、第1計算期間は、平成21年11月9日から平成21年12月14日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ます。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 信託契約締結日から３年経過後以降において受益権の口数が10億口を下回っている場合
 - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記１．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該３．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記２．の書面決議は議決権を行行使することのできる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
5. 前記２．から４．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記２．から４．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更等 ２．」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「② 約款の変更等」に定める以外の方

法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3. において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「① 繰上償還 2.」または「② 約款の変更等 2.」に規定する書面に付記します。

④ 公告

公告は電子公告により行い、次の委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.nam.co.jp/>

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの4月および10月の計算期間の末日毎に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを取扱販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに関する信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に関する契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに取扱販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「第２ 手続等 ２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

（６）反対者の買取請求権

前記「１ 資産管理等の概要 （５）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

（７）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ① 他の受益者の氏名または名称および住所
- ② 他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。なお、第1特定期間については、平成21年11月9日から平成22年4月14日としております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成21年11月9日から平成22年4月14日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

ニッセイ主要通貨債券ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間 (平成22年4月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	153,992,450
未収入金	600,000
流動資産合計	154,592,450
資産合計	154,592,450
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	600,000
未払受託者報酬	5,219
未払委託者報酬	117,505
その他未払費用	5,209
流動負債合計	727,933
負債合計	727,933
純資産の部	
元本等	
元本	150,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,864,517
純資産合計	153,864,517
負債純資産合計	154,592,450

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1特定期間 (自平成21年11月9日 至平成22年4月14日)	
営業収益	
有価証券売買等損益	5,119,196
営業収益合計	5,119,196
営業費用	
受託者報酬	26,686
委託者報酬	601,337
その他費用	26,656
営業費用合計	654,679
営業利益又は営業損失（△）	4,464,517
経常利益又は経常損失（△）	4,464,517
当期純利益又は当期純損失（△）	4,464,517
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
分配金	600,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,864,517

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1特定期間 (自平成21年11月9日 至平成22年4月14日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月15日から翌月14日まで、又特定期間は原則として、毎年4月15日から10月14日まで及び10月15日から翌年4月14日までとしておりますが、第1特定期間は期首が設定日のため、平成21年11月9日から平成22年4月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (平成22年4月14日現在)
1. 当該特定期間の末日における 受益権総数	150,000,000口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0258円 (10,258円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 (自平成21年11月9日 至平成22年4月14日)
分配金の計算過程 第1期（自平成21年11月9日 至平成21年12月14日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（595,764円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額742,270円を含みます。）、費用控除後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は595,764円（1口当たり0.003972円）ですが、基準価額の水準、市況動向、残存期間等を勘案して分配は見送り（0円）としております。 第2期（自平成21年12月15日 至平成22年1月14日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（734,217円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額750,880円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,520,526円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（595,764円）より、分配対象収益は2,850,507円（1口当たり0.019003円）ですが、基準価額の水準、市況動向、残存期間等を勘案して分配は見送り（0円）としております。 第3期（自平成22年1月15日 至平成22年2月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（608,048円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額741,638円を含みます。）、費用控除後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（2,850,507円）より、分配対象収益は3,458,555円（1口当たり0.023057円）ですが、基準価額の水準、市況動向、残存期間等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

第4期（自平成22年2月16日 至平成22年3月15日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（622,315円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額649,020円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（3,458,555円）より、分配対象収益は4,080,870円（1口当たり0.027206円）ですが、基準価額の水準、市況動向、残存期間等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

第5期（自平成22年3月16日 至平成22年4月14日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（712,816円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額728,897円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、及び分配準備積立金（4,080,870円）より、分配対象収益は4,793,686円（1口当たり0.031958円）であり、うち600,000円（1口当たり0.0040円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）**I. 金融商品の状況に関する注記**

第1特定期間 （自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 （平成22年4月14日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	1. 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
------------	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第1特定期間 （自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1特定期間 （自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第1特定期間 （平成22年4月14日現在）
期首元本額	150,000,000円
期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	－円

2 有価証券関係

第1特定期間（平成22年4月14日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間（自平成22年3月16日 至平成22年4月14日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,777,126
合計	5,777,126

3 デリバティブ取引関係

第1特定期間（自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ主要通貨債券マザーファンド	148,885,672	153,992,450	
合計		148,885,672	153,992,450	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

開示対象ファンド（ニッセイ主要通貨債券ファンド（毎月分配型））は、「ニッセイ主要通貨債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ主要通貨債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成22年4月14日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	3,087,320
コール・ローン	647,836
国債証券	121,059,626
特殊債券	26,771,727
未収利息	2,693,004
前払費用	339,851
流動資産合計	154,599,364

資産合計	154,599,364
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,248
未払解約金	600,000
流動負債合計	611,248
負債合計	611,248
純資産の部	
元本等	
元本	148,885,672
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,102,444
純資産合計	153,988,116
負債純資産合計	154,599,364

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成22年4月14日現在）
1. 計算日における受益権総数	148,885,672口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0343円 (10,343円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する注記

（自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）	
1. 金融商品に対する取組方針	本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成22年4月14日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	1. 国債証券・特殊債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成21年11月9日 至平成22年4月14日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成22年4月14日現在）
同特定期間の期首元本額	149,999,999円
同特定期間中の追加設定元本額	114,445円
同特定期間中の一部解約元本額	1,228,772円
同特定期間末日の元本額※	148,885,672円
※上記元本額の内訳	
ニッセイ主要通貨債券ファンド（毎月分配型）	148,885,672円
合計	148,885,672円

2 有価証券関係

（平成22年4月14日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△813,223
特殊債券	54,340
合計	△758,883

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成21年11月9日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

（平成22年4月14日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	649,800	—	661,048	△11,248
合計		649,800	—	661,048	△11,248

（注1）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、

当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成21年11月9日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注3）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（3）附属明細表（平成22年4月14日現在）

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
国債 証券	US TREASURY NOTE/BOND	5.000	2011/8/15	80,000.00	84,646.40	
	US TREASURY NOTE/BOND	11.250	2015/2/15	60,000.00	83,967.00	
	US TREASURY NOTE/BOND	8.000	2021/11/15	60,000.00	81,900.00	
	米ドル 小計			200,000.00	250,513.40 (23,392,941)	
	CANADA GOVT	6.000	2011/6/1	90,000.00	94,755.60	
	CANADA GOVT	4.250	2018/6/1	90,000.00	94,221.00	
	CANADA GOVT	8.000	2027/6/1	70,000.00	103,859.70	
	カナダドル 小計			250,000.00	292,836.30 (27,330,412)	
	NEW ZEALAND GOVT	6.500	2013/4/15	130,000.00	137,008.30	
	NEW ZEALAND GOVT	6.000	2015/4/15	120,000.00	124,234.80	
	NEW ZEALAND GOVT	6.000	2017/12/15	120,000.00	122,238.00	
	ニュージーランドドル 小計			370,000.00	383,481.10 (25,482,319)	
	UK GILT	8.000	2015/12/7	40,000.00	50,388.40	
	UK GILT	8.750	2017/8/25	40,000.00	53,521.20	
	UK GILT	4.750	2038/12/7	50,000.00	51,413.00	
	英ポンド 小計			130,000.00	155,322.60 (22,366,454)	
	FRANCE OAT	8.500	2012/12/26	50,000.00	59,503.50	
	FRANCE OAT	8.500	2019/10/25	40,000.00	57,054.00	
	FRANCE OAT	8.500	2023/4/25	40,000.00	59,981.20	
	ユーロ 小計			130,000.00	176,538.70 (22,487,500)	
	国債証券 計				121,059,626 (121,059,626)	
特殊 債券	QUEENSLAND TREASURY CORP	6.000	2015/10/14	100,000.00	100,207.00	
	WESTERN AUSTRALIA TREASURY CORP	8.000	2013/6/15	90,000.00	96,084.00	
	WESTERN AUSTRALIA TREASURY CORP	8.000	2017/7/15	100,000.00	111,430.00	
	オーストラリアドル 小計			290,000.00	307,721.00 (26,771,727)	
	特殊債券 計				26,771,727 (26,771,727)	
合計					147,831,353 (147,831,353)	

- (注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 種類ごとの計及び合計金額欄は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	国債証券 3 銘柄	15.82 %	15.82 %
カナダドル	国債証券 3 銘柄	18.49 %	18.49 %
オーストラリアドル	特殊債券 3 銘柄	18.11 %	18.11 %
ニュージーランドドル	国債証券 3 銘柄	17.24 %	17.24 %
英ポンド	国債証券 3 銘柄	15.13 %	15.13 %
ユーロ	国債証券 3 銘柄	15.21 %	15.21 %
合計		100.00 %	100.00 %

(注) 組入債券時価比率は、公社債の合計額に対する各公社債の各通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年4月30日現在)

I 資産総額	155,009,984 円
II 負債総額	68,960 円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	154,941,024 円
Ⅳ 発行済数量	150,000,000 口
Ⅴ 1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ×10000）	10,329 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成22年5月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年5月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	147	18,939
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	216
単位型公社債投資信託	0	0
合計	149	19,156

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

なお、第14期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、第15期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第14期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツによる監査を受けており、第15期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

財務諸表

（1）【貸借対照表】

期別		第14期 (平成21年3月31日現在)			第15期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金・預金			5,631,332			7,338,891	
2. 有価証券			5,496,391			7,509,155	
3. 前払費用	※ 1		152,013			167,143	
4. 未収委託者報酬			1,531,772			1,639,083	
5. 未収運用受託報酬	※ 1		610,279			621,865	
6. 未収投資助言報酬	※ 1		192,707			176,080	
7. 未収収益			25,200			26,952	
8. 未収金			543,797			9,402	
9. 貯蔵品			16,973			13,545	
10. 繰延税金資産			230,986			253,992	
11. 未収還付法人税等			205,842			-	
12. 未収消費税等			54,100			-	
13. その他			310			68	
流動資産計			14,691,707	39.6		17,756,180	45.5
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物	※ 2		185,669			158,855	
(2) 器具備品	※ 2		184,583			163,773	
有形固定資産計			370,252	1.0		322,629	0.8
2. 無形固定資産							

(1) 電信加入権			325			292	
(2) 電話加入権			7,942			7,942	
(3) ソフトウェア			1,462,445			1,516,892	
(4) ソフトウェア仮勘定			186,833			49,810	
無形固定資産計			1,657,547	4.4		1,574,938	4.0

期別		第14期 (平成21年3月31日現在)			第15期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			18,597,384			18,457,108	
(2) 長期差入保証金	※ 1		282,453			282,326	
(3) 預託金			9,707			458	
(4) 繰延税金資産			1,512,655			665,854	
投資その他の資産計			20,402,200	55.0		19,405,748	49.7
固定資産計			22,429,999	60.4		21,303,315	54.5
資産合計			37,121,707	100.0		39,059,496	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金			24,606			29,359	
2. 未払金							
(1) 未払収益分配金		5,075			5,024		
(2) 未払償還金		161,779			159,114		
(3) 未払手数料	※ 1	564,092			565,051		
(4) その他未払金	※ 1	266,514	997,462		170,412	899,602	
3. 未払運用委託報酬			450,155			438,086	
4. 未払投資助言報酬			116,336			100,080	
5. 未払費用	※ 1		59,744			53,471	
6. 未払法人税等			-			71,382	
7. 未払事業所税			12,813			-	
8. 未払消費税等			-			22,816	
9. 前受運用受託報酬			335			-	
10. 賞与引当金			477,967			502,405	
11. その他			106			12,777	
流動負債計			2,139,527	5.8		2,129,982	5.5
II 固定負債							
1. 長期未払費用	※ 1		5,080			-	
2. 退職給付引当金			428,902			537,616	
3. 役員退職慰労引当金			26,929			12,962	
固定負債計			460,912	1.2		550,578	1.4
負債合計			2,600,440	7.0		2,680,560	6.9

期別		第14期 (平成21年3月31日現在)			第15期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			10,000,000	26.9		10,000,000	25.6
2. 資本剰余金							
資本準備金			8,281,840			8,281,840	
資本剰余金計			8,281,840	22.3		8,281,840	21.2
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金			139,807			139,807	
(2) その他利益剰余金							

配当準備積立金		120,000			120,000		
研究開発積立金		70,000			70,000		
別途積立金		350,000			350,000		
繰越利益剰余金		16,954,532	17,494,532		17,323,750	17,863,750	
利益剰余金計			17,634,339	47.5		18,003,557	46.1
株主資本計			35,916,179			36,285,397	
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△1,394,911	△3.7		93,537	0.2
純資産合計			34,521,267	93.0		36,378,935	93.1
負債・純資産合計			37,121,707	100.0		39,059,496	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬		12,826,491			11,527,251		
2. 運用受託報酬		4,159,731			3,551,530		
3. 投資助言報酬		914,936			780,375		
4. その他営業収益		47,100			47,100		
営業収益計			17,948,258	100.0		15,906,257	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			5,372,440			4,836,212	
2. 広告宣伝費			103,044			20,846	
3. 公告費			1,694			-	
4. 受益証券発行費			412			6,873	
5. 調査費							
(1) 調査費		862,306			838,762		
(2) 支払運用委託報酬		2,026,740			1,628,406		
(3) 支払投資助言報酬		460,766	3,349,813		409,100	2,876,269	
6. 委託計算費			106,565			106,973	
7. 営業雑経費							
(1) 通信費		65,515			58,544		
(2) 印刷費		288,824			177,070		
(3) 協会費		20,669			17,981		
(4) 販売事務費		24,827			24,802		
(5) その他営業雑経費		349,317	749,153		176,419	454,818	
営業費用計			9,683,123	54.0		8,301,993	52.2
III 一般管理費							
1. 給料	※ 1						
(1) 役員報酬		72,379			60,906		
(2) 給料・手当		2,884,490			3,003,448		
(3) 賞与		298,455			240,551		
(4) その他人件費		8,123	3,263,449		6,257	3,311,164	
2. 退職給付負担金			50,690			64,509	
3. 海外派遣関係費			101,217			89,982	
4. 交際費			26,410			17,004	
5. 寄付金			254			-	
6. 旅費交通費			157,027			69,949	

期別		第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
7. 福利厚生費			515,594			501,440	
8. 租税公課			83,812			79,700	

9. 不動産賃借料			668,993			662,795	
10. 器具備品賃借料			4,309			4,057	
11. 器具備品費			159,935			152,994	
12. 業務委託費			184,831			156,825	
13. 賞与引当金繰入額			477,967			489,537	
14. 退職給付引当金繰入額			95,444			-	
15. 退職給付費用			-			109,004	
16. 役員退職慰労引当金繰入額			8,875			4,600	
17. 固定資産減価償却費			581,209			604,130	
18. 諸経費			218,175			252,151	
一般管理費計			6,598,198	36.8		6,569,846	41.3
営業利益			1,666,937	9.3		1,034,417	6.5
IV 営業外収益							
1. 受取配当金			144,552			88,280	
2. 有価証券利息			141,541			127,716	
3. 受取利息			21,378			7,927	
4. 有価証券償還益			15,898			-	
5. 為替差益			7,230			-	
6. 支払委託金時効免除益	※ 2		17,320			-	
7. 雑収入			7,760			14,354	
営業外収益計			355,680	2.0		238,280	1.5
V 営業外費用							
1. 為替差損			-			1,142	
2. 雑損失			3,696			6,007	
営業外費用計			3,696	0.0		7,150	0.0
経常利益			2,018,922	11.2		1,265,547	8.0
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益			106,062			123,026	
2. 投資有価証券償還益			-			32,782	
3. 事故受取保険金	※ 4		9,024			-	
4. 賞与引当金戻入益			3,979			-	
5. 前期支払投資助言報酬戻入益			-			25,605	
6. 前期支払運用委託報酬戻入益			-			31,404	

期別		第14期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日)			第15期 (自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
7. 役員退職慰労引当金戻入益			-			583	
特別利益計			119,065	0.7		213,401	1.3
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※ 5		5,640			3,290	
2. 投資有価証券売却損			492,455			424,493	
3. 投資有価証券評価損			1,831,471			118,045	
4. 事故損失賠償金	※ 3		31,629			478	
5. その他特別損失			-			230	
6. 投資有価証券償還損			-			54,263	
特別損失計			2,361,196	13.2		600,801	3.8
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			△223,208	△1.2		878,147	5.5
法人税、住民税及び事業税		554,304			337,932		
過年度法人税等		-			27,704		
法人税等還付額		-			△35,406		
法人税等調整額		△524,168	30,135	0.2	43,138	373,369	2.3
当期純利益又は 当期純損失(△)			△253,344	△1.4		504,778	3.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

第14期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	17,343,436
	当期変動額	剰余金の配当 当期純損失 △135,560 △253,344
	当期末残高	16,954,532
利益剰余金合計	前期末残高	18,023,243
	当期変動額	△388,904
	当期末残高	17,634,339
株主資本合計	前期末残高	36,305,083
	当期変動額	△388,904
	当期末残高	35,916,179
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△602,394
	当期変動額（純額）	△792,517
	当期末残高	△1,394,911
評価・換算差額等合計	前期末残高	△602,394
	当期変動額	△792,517
	当期末残高	△1,394,911
純資産合計	前期末残高	35,702,689
	当期変動額	△1,181,422
	当期末残高	34,521,267

第15期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	10,000,000
	当期変動額	-
	当期末残高	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840

資本剰余金合計	前期末残高	8,281,840
	当期変動額	-
	当期末残高	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	139,807
	当期変動額	-
	当期末残高	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	120,000
	当期変動額	-
	当期末残高	120,000
研究開発積立金	前期末残高	70,000
	当期変動額	-
	当期末残高	70,000
別途積立金	前期末残高	350,000
	当期変動額	-
	当期末残高	350,000
繰越利益剰余金	前期末残高	16,954,532
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 △135,560 504,778
	当期末残高	17,323,750
利益剰余金合計	前期末残高	17,634,339
	当期変動額	369,218
	当期末残高	18,003,557
株主資本合計	前期末残高	35,916,179
	当期変動額	369,218
	当期末残高	36,285,397
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△1,394,911
	当期変動額（純額）	1,488,449
	当期末残高	93,537
評価・換算差額等合計	前期末残高	△1,394,911
	当期変動額	1,488,449
	当期末残高	93,537
純資産合計	前期末残高	34,521,267
	当期変動額	1,857,668
	当期末残高	36,378,935

（重要な会計方針）

第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ② その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定）に よっております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 ① 満期保有目的の債券 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左

時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 定率法によっております。なお主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品2～20年であります。 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	時価のないもの 同左 2. 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左 ② 無形固定資産 同左 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左
--	---

第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 ② 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額(簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%)を計上しております。なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	4. 引当金の計上基準 ① 賞与引当金 同左 ② 退職給付引当金 同左 ③ 役員退職慰労引当金 同左

5. リース取引の処理方法 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	5. リース取引の処理方法 同左 6. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左
--	--

(会計処理の変更)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この変更による影響はありません。	—

(表示方法の変更)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(貸借対照表) 前期において、「役員退任慰労金引当金」として表示していたものは、「役員退職慰労引当金」として表示しております。	(貸借対照表) —
(損益計算書) —	(損益計算書) 前期において「退職給付引当金繰入額」として表示していたものは、「退職給付費用」として表示しております。

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第14期 (平成21年3月31日現在)	第15期 (平成22年3月31日現在)																				
※1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。	※1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。																				
<table> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>171,771千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>178,612千円</td></tr> <tr><td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>55,046千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>72,525千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	171,771千円	未収投資助言報酬	178,612千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	55,046千円	未払費用	72,525千円	<table> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>229,597千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>171,926千円</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td>52,971千円</td></tr> <tr><td>長期差入保証金</td><td>265,746千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>78,620千円</td></tr> </table>	未収運用受託報酬	229,597千円	未収投資助言報酬	171,926千円	前払費用	52,971千円	長期差入保証金	265,746千円	未払手数料	78,620千円
未収運用受託報酬	171,771千円																				
未収投資助言報酬	178,612千円																				
長期差入保証金	265,746千円																				
未払手数料	55,046千円																				
未払費用	72,525千円																				
未収運用受託報酬	229,597千円																				
未収投資助言報酬	171,926千円																				
前払費用	52,971千円																				
長期差入保証金	265,746千円																				
未払手数料	78,620千円																				

長期未払費用	5,080千円	未払費用	5,080千円
		その他未払金	15,052千円
※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	141,871千円	建物	169,123千円
器具備品	549,361千円	器具備品	585,673千円
合計	691,233千円	合計	754,796千円

(損益計算書関係)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※ 1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。	※ 1. 同左
取締役 180,000千円 監査役 30,000千円	
※ 2. 支払委託金時効免除益は、時効成立のため利益計上した償還金によるものであります。	※ 2. —
※ 3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	※ 3. 同左
※ 4. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。	※ 4. —
※ 5. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。	※ 5. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。
器具備品 5,640千円 合計 5,640千円	器具備品 2,957千円 ソフトウェア 333千円 合計 3,290千円

(株主資本等変動計算書関係)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。	1. 発行済株式の種類及び総数は以下のとおりであります。
①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株	①前事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株
②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株	②当事業年度末発行済株式総数 普通株式 108,448株
③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし	③当事業年度に増加または減少した発行済株式数 なし

2. 配当に関する事項	2. 配当に関する事項
①配当金支払額 平成20年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成20年3月31日 効力発生日 平成20年6月23日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成21年3月31日 効力発生日 平成21年6月26日	①配当金支払額 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成21年3月31日 効力発生日 平成21年6月26日 ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成22年6月25日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。 株式の種類 普通株式 配当金の総額 135,560千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 1,250円 基準日 平成22年3月31日 効力発生日 平成22年6月25日

(リース取引関係)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>期末残高相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>9,538</td><td>6,386</td><td>3,151</td></tr></table> ②未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>1,997千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>1,340千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,337千円</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		千円	千円	千円	器具備品	9,538	6,386	3,151	1年内	1,997千円	1年超	1,340千円	合計	3,337千円	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>期末残高相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>10,400</td><td>8,365</td><td>2,035</td></tr></table> ②未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>1,329千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>804千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,134千円</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		千円	千円	千円	器具備品	10,400	8,365	2,035	1年内	1,329千円	1年超	804千円	合計	2,134千円
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																		
	千円	千円	千円																																		
器具備品	9,538	6,386	3,151																																		
1年内	1,997千円																																				
1年超	1,340千円																																				
合計	3,337千円																																				
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																		
	千円	千円	千円																																		
器具備品	10,400	8,365	2,035																																		
1年内	1,329千円																																				
1年超	804千円																																				
合計	2,134千円																																				

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,547千円 減価償却費相当額 2,312千円 支払利息相当額 177千円 ④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>1,530千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>510千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,040千円</td></tr> </table>	1年内	1,530千円	1年超	510千円	合計	2,040千円	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,169千円 減価償却費相当額 1,979千円 支払利息相当額 103千円 ④減価償却費相当額の算定方法 同左 ⑤利息相当額の算定方法 同左 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>510千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>-</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>510千円</td></tr> </table>	1年内	510千円	1年超	-	合計	510千円
1年内	1,530千円												
1年超	510千円												
合計	2,040千円												
1年内	510千円												
1年超	-												
合計	510千円												

（金融商品関係）

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	7,338,891	7,338,891	—
②有価証券			
満期保有目的の債券	4,009,955	4,026,820	16,864
其他有価証券	3,499,200	3,499,200	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,550,685	10,662,050	111,364
其他有価証券	7,773,922	7,773,922	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,338,891	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	10,400,000	—	—
（1）国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	—	—
（2）社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
その他（注）	5,800,000	3,590,445	1,123,345	1,000
合計	17,138,891	13,990,445	1,123,345	1,000

（注）譲渡性預金と投資信託受益証券であります。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	14,256,505	14,376,210	119,704
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	14,256,505	14,376,210	119,704
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	300,429	300,300	△129
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	300,429	300,300	△129
合計		14,556,935	14,676,510	119,574

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
--	----	--------------	------------------	------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	1,499,162	1,499,450	287
	①国債・地方債等	1,499,162	1,499,450	287
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	1,001,000	1,062,688	61,688
	小計	2,500,162	2,562,138	61,975
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注）	10,725,390	6,741,766	△3,983,624
	小計	10,725,390	6,741,766	△3,983,624
合計		13,225,553	9,303,904	△3,921,649

（注）投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,063,412	106,062	492,455

4. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （千円）	摘要
その他有価証券		
非上場株式	132,500	
匿名組合出資	100,436	

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
1. 債券	5,496,391	10,559,993	—	—
(1)国債・地方債等	5,496,391	10,559,993	—	—
(2)社債	—	—	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他（注）	1,284,732	4,605,475	1,503,447	410,798
合計	6,781,124	15,165,468	1,503,447	410,798

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度（平成22年3月31日現在）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,539,527	12,670,410	130,882
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	12,539,527	12,670,410	130,882

時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,021,114	2,018,460	△2,654
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,021,114	2,018,460	△2,654
合計		14,560,641	14,688,870	128,228

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	999,729	999,800	71
	①国債・地方債等	999,729	999,800	71
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	3,410,636	4,408,424	997,787
	小計	4,410,365	5,408,224	997,858
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	1,999,408	1,999,400	△8
	①国債・地方債等	1,999,408	1,999,400	△8
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	4,083,982	3,274,650	△809,331
	小計	6,083,391	5,274,050	△809,340
合計		10,493,756	10,682,275	188,518

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額132,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,269,047	123,026	424,493

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について118,045千円（その他有価証券の投資信託受益証券118,045千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成21年3月31日現在）

- (1)退職給付債務 428,902千円
- (2)退職給付引当金 428,902千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

- 勤務費用 96,193千円

（注）勤務費用には退職金（「諸経費」）748千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）38,038千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金50,690千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成22年3月31日現在）

- (1)退職給付債務 537,616千円
- (2)退職給付引当金 537,616千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

- 勤務費用 110,011千円

（注）勤務費用には退職金（「諸経費」）1,007千円を含めております。この他、確定拠出型年金制度への拠出金（「福利厚生費」）41,273千円及び受入出向者にかかる退職給付負担金64,509千円を計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第14期 （平成21年3月31日現在）	第15期 （平成22年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（流動資産） 繰延税金資産	（流動資産） 繰延税金資産
賞与引当金 191,186千円	賞与引当金 200,962千円
その他 113,524千円	未払事業税 21,062千円
繰延税金資産合計 304,710千円	その他 32,093千円

		繰延税金資産合計		254,117千円
繰延税金負債		繰延税金負債		
未収事業税	72,448千円	有価証券評価差額		28千円
その他	1,161千円	その他		97千円
繰延税金負債合計	73,724千円	繰延税金負債合計		125千円
繰延税金資産の純額	230,986千円	繰延税金資産の純額		253,992千円
(固定資産)		(固定資産)		
繰延税金資産		繰延税金資産		
退職給付引当金	171,561千円	退職給付引当金		215,046千円
役員退職慰労引当金	10,771千円	役員退職慰労引当金		5,185千円
長期未払費用	2,032千円	税務上の繰延資産償却超過額		6,611千円
税務上の繰延資産償却超過額	8,237千円	投資有価証券評価損		695,776千円
投資有価証券評価損	732,588千円	投資有価証券評価差額		327,794千円
投資有価証券評価差額	861,086千円	その他		5,018千円
その他	6,721千円	小計		1,255,430千円
小計	1,792,996千円	評価性引当額		△126,659千円
評価性引当額	△255,572千円	繰延税金資産合計		1,128,770千円
繰延税金資産合計	1,537,424千円			
繰延税金負債		繰延税金負債		
投資有価証券評価差額	24,675千円	特別分配金否認		63,801千円
その他	96千円	投資有価証券評価差額		399,115千円
繰延税金負債合計	24,772千円	繰延税金負債合計		462,916千円
繰延税金資産の純額	1,512,655千円	繰延税金資産の純額		665,854千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
法定実効税率 40.00%		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		
調整)				
交際費等永久に損金に算入されない 項目 △7.97%				
住民税均等割 2.61%				
過年度法人税等修正 15.07%				
源泉所得税 △7.34%				
評価性引当額の増加額 △51.68%				
その他 0.90%				
税効果会計適用後の法人税等の負担率 △13.63%				

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する実務指針」（企業会計基準委員会 企業会計基

準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に変更はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	200,000	生命保険業	(被所有)直接所有 90.00%	兼任5 出向3 転籍5	営業取引	運用受託報酬の受取	927,282	未収運用受託報酬	171,771
								投資助言報酬の受取	840,989	未収投資助言報酬	178,612

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。

4. 運用受託報酬の受取927,282千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬471,187千円を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区蒲田	4,000	システムサービス	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	627,444	その他未払金	169,941

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有)直接所有 90.00%	兼任5 出向3 転籍4	営業取引	運用受託報酬の受取	962,342	未収運用受託報酬	229,597
								投資助言報酬の受取	734,939	未収投資助言報酬	171,926

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 上記の他に、当社は、日本生命保険相互会社が保有する私募投資信託より委託者報酬を受取っております。

4. 運用受託報酬の受取962,342千円には、日本生命保険相互会社が保有する外国籍投資信託に係る運用受託報酬738,747千円を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区	4,000	システムサービス	なし	ソフトウェアの開発費用	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等の取得	307,154	その他未払金	31,915

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場であります。）

(1株当たり情報)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	318,320円92銭	1株当たり純資産額	335,450円49銭
1株当たり当期純損失金額	2,336円09銭	1株当たり当期純利益金額	4,654円56銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）	△253,344千円	504,778千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（△）	△253,344千円	504,778千円
期中平均株式数	108千株	108千株

(重要な後発事象)

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- ① 定款の変更等
該当事項はありません。
- ② 訴訟その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a．名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成22年3月末現在、324,279百万円

c．事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a．名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成22年3月末現在、10,000百万円

c．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）取扱販売会社

（平成22年3月末現在）

a．名称	b．資本金の額	c．事業の内容
内藤証券株式会社	3,002百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）取扱販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成22年2月25日

臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月3日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉益裕二 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ主要通貨債券ファンド（毎月分配型）の平成21年11月9日から平成22年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ主要通貨債券ファンド（毎月分配型）の平成22年4月14日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 益 裕 二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。